

総量規制基準の設定方法

1 総量規制基準の位置付け

【総量削減基本方針】

- ・対象水域ごとに環境大臣が策定
- ・削減目標量の設定
 (人口・産業の動向、汚水・廃液の処理の技術の水準、下水道整備の見
 通し等を勘案、実施可能な限度において削減を図るとした場合を想定)

【総量削減計画】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・発生源別の削減目標量及びその達成の方途等

【総量規制基準による規制】

- ・総量削減計画に基づき定める
- ・日平均排水量50 m³以上の特定事業場が対象
- ・排水濃度×排水量の規制

2 総量規制基準の算式

(1) 算式

COD

$$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

施行規則第1条の5第2項

窒素

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

施行規則第1条の6第2項

りん

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

施行規則第1条の7第2項

〔Qは時期により区分される業種等ごとの水量
 Cは都府県知事が定める濃度〕

(2) C値の定め方

- ・環境大臣が定める業種等ごとに、
 - ・環境大臣が定める範囲内において都府県知事が定める。
- 施行規則第1条の5第3項
 施行規則第1条の6第3項
 施行規則第1条の7第3項

(3) C値の時期の区分

- ・都府県知事が定める日
- 〔環境大臣が都府県知事に指示し、時期の区分
 を行っている。〕
- 施行規則第1条の5第2項
 施行規則第1条の6第2項
 施行規則第1条の7第2項

総量規制基準に係る時期区分の変遷

(1) COD

	① S55.7.1	② S62.7.1	③ H3.7.1	④ H8.9.1	⑤ H14.10.1
第1次	→ Q _o ←	← Qi →			
第2次	→ Q _o ←	← Qi →	← Qi →		
第3次	→ Q _o ←	← Qi →	← Qi →	← Qi →	
第4次	→ Q _o ←	← Qi →	← Qi →	← Qi →	← Qi →
第5次	→ Q _{co} ←	← Q _{ci} →	← Qi →	← Qi →	← Q _{cj} →

注：①～⑤は、第1次～第5次総量規制の基準適用日(既設事業場に対する適用猶予を除く)を示す。
 :「Q」は、矢印の期間内に増加した特定排出水量である。
 :「備考欄処理」とは、一部の業種等について、H8.9.1前に増加した特定排出水量である。

(2) 窒素・りん

	⑤ H14.10.1
第5次	→ Q _{no} ・Q _{po} ← ← Q _{ni} ・Q _{pi} →

注：窒素・りんは第5次総量規制から総量規制基準項目となっている。